目 的

海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内、その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、<u>国際</u>観光の振興を図ることを目的とする。

沿革

● 昭和39年 4月 特殊法人国際観光振興会設立

● 平成15年10月 独立行政法人国際観光振興機構設立

※(独)国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)施行

○ 平成21年 1月 通称名を従前の「JNTO」から

「日本政府観光局(またはJNTO)」に改称

※(独)国際観光振興機構組織規程改正施行

組織•予算

●役員: 5人(理事長1、理事2、監事2)●職員: 91人(国内58人、海外33人)

その他海外現地職員37人 ※平成24年4月1日現在

●国内: 4部(経営戦略部、海外マーケティング部、事業連携推進部、

コンベンション誘致部)

●海 外 : 13事務所

●運営費交付金 : 18.8億円(平成24年度)

業務

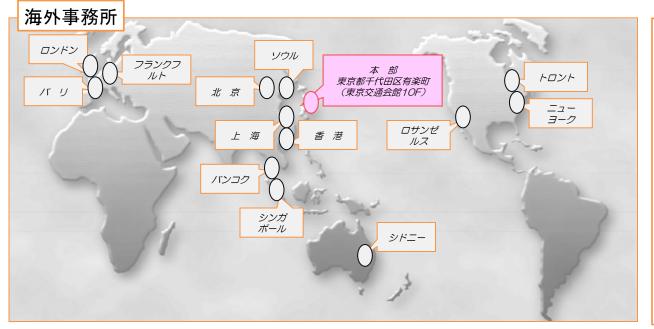
●外国人観光旅客の来訪促進のための宣伝

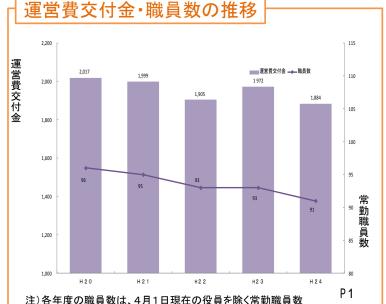
●外国人観光旅客に対する観光案内所の運営 ●通訳案内士試験事務の代行

● 国際観光に関する調査研究・出版物の刊行

● 国際会議等の誘致促進、開催の円滑化等

● その他附帯業務





第2期中期目標期間中の取組み状況



○業務運営の効率化に関する事項の達成状況

事 項	数值目標	達成状況(H23年度)
一般管理費	最終事業年度において <u>15%程度</u> に相当する額を削減(平成19年度比)	▲10.5%
業務経費	最終事業年度において <u>5%程度</u> に相当する額を削減(平成19年度比)	▲ 14.9%
人件費	平成22年度末までに <u>5%以上</u> を基本とする削減(平成17年度比)	▲ 19.9%

〇「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)への対応状況

企画・立案・調査業務の 国への移管、民間との役 割分担



- 〇企画·立案·海外で実施する必要のない調査(国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査)に関する業務を国(観光庁)に一元化。
- ○海外プロモーションの国委託事業には参加しないこととした。

法人直営の外国人国内 観光案内所(TIC)の廃止



法人直営の外国人観光案内所は平成23年12月31日をもって 廃止し、業務の効率化を行った上で、平成24年1月1日より 民間委託を開始。

北京事務所・バンコク事 務所に係る国際交流基金 の事務所との共用化



〇バンコク事務所 : 国際交流基金が入居するビルへ

平成23年7月2日移転、7月4日開所。

〇北京事務所: 同基金が入居するビルへ

平成23年8月27日移転、8月29日開所於2

見直しに向けた考え方



「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえ、中期目標期間終了時における組織・業務の見直しを行う。

効率的な海外宣伝業務

- 観光庁との役割分担の下、訪日プロモーション事業の海外現地における事業実施の推進機関として、関係者との連携を積極的に図ることによりオールジャパン体制を確立し、同事業を機動的・効率的に推進する。また、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を踏まえ、国際交流基金との事業連携や国際協力機構・国際交流基金・日本貿易振興機構の海外事務所との機能的統合により、効率的に海外宣伝業務を実施する。
- 上記活動を支えるため、海外事務所を基盤とした業務へのより一層の重点化を図るべく、経営資源と権限の 、 海外シフトを進める。

国内受入体制整備支援の充実

- 外国人観光案内所の認定制度に基づき、外国人観光案内所の更なる質の向上·質の担保を図るべく、 認定·支援を行う。
- ツーリスト・インフォメーション・センター(TIC)については、民間のノウハウを取り入れた効率的な運営やサービスの向上を図るとともに、ナショナルセンターとして全国の外国人観光案内所の中核的役割を果たすべく努める。
- 〇 通訳案内士試験業務については、「独立行政法人の事務·事業の見直しの基本方針」を踏まえ、試験事務の 効率化等を図りつつ、他の実施主体への移管については、国の検討状況を踏まえて適切に対応する。